

# 12月31日まで

## 贈与お悩み相談キャンペーン

毎年この時期は駆け込みの贈与の問い合わせが多くあります。弊社ではこの期間、顧問先様の贈与に関するお悩み相談の強化期間として力を入れます。是非お声掛けください。

### こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 子供や孫にお金や不動産を贈与したいがいくら贈与すれば良いかわからない。
- ✓ 子供や孫の住宅資金にお金を援助したい又は援助した。
- ✓ 贈与が税務署に否認されたと聞いたことがある。
- ✓ 贈与税の特例や活用方法についていろいろ教えてほしい。

### 私の家族の場合はどれを使ったらいいの？

#### ① 暦年贈与

受贈者が**1月1日～12月31日まで**の**1年間**に受け取った財産の合計額が110万円を超えた場合、超えた分に対して贈与税が課税される制度です。

#### ② 相続時精算課税制度

父母または祖父母から子・孫へ**2500万円まで贈与税が非課税**になる制度です。相続税がかかる場合があります。

#### ③ 教育資金の贈与

直系尊属から、30歳未満のひ孫・孫・子へ教育資金を贈与した場合、**受贈者1人につき1,500万円まで贈与税が非課税**となります。

#### ④ 住宅取得資金の贈与

直系尊属から自己の居住用の家屋の新築・増改築等の金銭贈与を受けた場合、**一定の要件を満たすときは各非課税限度額までの金額**について贈与税が非課税となります。

#### ⑤ 配偶者控除の特例

**婚姻期間が20年以上の夫婦**の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

#### ⑥ 結婚子育て資金贈与

直系尊属から、20歳以上50歳未満の孫・子へ結婚、子育て資金を贈与した場合、**受贈者1人につき1,000万円まで贈与税が非課税**となります。

※明記している点に加えて、生前贈与を進めるにあたり、注意点や適用条件など気を付けるべきポイントがいくつかあります。専門家のアドバイス後に実行ください。

裏面もご覧ください

# 相続税シミュレーション受付中！！

贈与のご相談のこの機会に、相続の対策も考えませんか？

## 相続シミュレーションの流れ

### Step 1 財産カウンセリング

財産の状況を明確にする財産の棚卸を実施

- ポイントが視覚的に理解できるグラフ
- 固定資産・流動資産のバランスを確認できる
- 相続人ごとに個別の取得財産表示も可能



### Step 2 相続税シミュレーション

現状での相続税を計算  
見えない課題を抽出

- 課税価格や納税予測を1枚の概要にまとめて出力
- 2次相続シミュレーションも可能
- 相続後の財産額まで自動計算



### Step 3 相続対策プランニング

最適なプランをわかりやすく提案

- 14の対策プランを標準搭載
- 対策プランの項目は、推奨度に並べ替え可能
- 相談者にもわかりやすく節税効果を大きく表示
- プランごとに節税条件や対策方法をアドバイス



※財産カウンセリング・相続税シミュレーション・相続対策プランニングについては、別途お見積りをご提示いたします。

贈与のご相談、相続税シミュレーションについてご興味がある方は当事務所HP、電話からの申込みまたは、下記の申込書を記入の上、FAXにてお申込みをお願いします。

## 贈与・相続シミュレーション 申込書 FAX番号 04-2924-0838

贈与について相談をしたい（※初回無料）

相続税シミュレーションについて相談したい（※初回相談無料・シミュレーション作成20,000円（別途消費税）から）

貴社名

TEL

氏名

FAX

ご住所 〒

E-mail

@

〈主催・お申込先〉 大倉佳子税理士事務所 〒359-1142 埼玉県所沢市上新井5-33-15  
TEL 04-2924-0790 FAX 04-2924-0838  
HPは、QRコードからお入りいただけます。



※お申込みにかかる個人情報は、厳重に管理し、原則として本お申込み者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。